

5-1 上位計画の発展方向

上位計画 項 目	全国総合開発計画 21世紀の国土の グランドデザイン	第6期北海道総合開発計画	第3次北海道長期総合計画	第2次釧路ふるさと市町村振興計画	第9次治水事業七箇年計画	釧路川水系河川環境管理基本計画(図-5参照)	「釧路湿原の将来」の三つの基本原則(釧路地方総合開発促進期成会)
策定年・目標年次等	平成10年3月「国土総合開発法第7条1項」に基づき、国土庁が編集したものである。目標年次は2010年から2015年までである。	北海道開発法に基づく北海道総合開発計画であって、政府公共部門の施策実施の基本となる。計画期間は平成10年度(1998年度)からおおむね平成19年度(2007年度)までである。	平成10年度(1998年度)から19年度(2007年度)を計画期間として定められたものである。	圏域市町村の総意のもとに、総合的な施策の方向を明らかにするもので、計画期間は平成10年度(1998年度)から平成19年度(2007年度)までである。	21世紀を見すえた河川整備のあり方に基づき、21世紀に向けた北海道の計画として定めている。	昭和56年12月18日の河川審議会では「河川環境管理のあり方について」の答申が行われ、これに基づき北海道開発局及び北海道では「釧路川水系河川環境管理基本計画」の策定に着手し、河川局長は平成2年3月に「釧路川水系河川環境管理基本計画」を河川審議会に報告した。	昭和48年3月に開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見として取りまとめられた。
テーマ	地域の自立の促進と美しい国土の創造	明日の日本をつくる北海道	すぐれた自然に囲まれ、世界へひらく活力に満ちた生活・産業空間	自然と調和し活力に満ちた釧路台地の創造	釧路・根室圏域のテーマ：恵まれた自然資源を次世代へつなぐ	タンチョウ舞う大湿原・ロマンただよう霧の川―釧路川―	湿原の今後の開発と自然保護について、「社会経済関係の進行は釧路地方住民のために必要だが、自然との調和をはかるため一定の歯止めが必要である」、「いかなる社会的・経済的必要があろうとも侵害させないという、“不可侵の聖域”を設定する必要がある」という仮説のもと、開発と自然保護に関する三つの基本原則を確立した。 以下にその原則を示す。
概要	●流域圏に着目した国土の保全と管理(分野別施策)の基本方向 ■水源地対策の充実や下水道処理、川・森づくりへの住民参加、洪水・土砂災害やそれらへの対応、都市部の水辺のネットワーク化等について、分野別に施策をまとめている。 ●北海道地域の基本方向 ■北国らしい情報通信基盤や交通基盤、生活基盤の整備、大規模土地利用型農業の展開、資源管理型漁業、多様な森林整備の推進、豊かな自然環境の保全・回復、歴史的な伝統文化の継承・発展、高齢者に優しいまちづくり等について、施策をまとめている。	●主要施策 1) 地球規模に重点を置いた食料基地を実現し成長期待産業を育成する。 2) 北の国際交流圏を形成する。 3) 北海道の美しさ雄大さを引き継ぐ環境を保全する。 4) 観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する。 5) 安全でゆとりある生活の実現する。 ●釧路・根室地域の基本方針 釧路・根室地域では新たな国際環境に対応した酪農や水産業の展開を進め、恵まれた農水産資源を生かした地域産業の振興を図る。湿原や湖沼などの優れた自然を生かした観光振興や個性的な地域文化の創造により、国内外に開かれた地域の形成を図るなど、うるおいのある地域づくりを進める。このため、広大な土地を生かした生産性の高い酪農やつくり育てる漁業の展開を支援する。また、農業系の廃棄物の適正処理を支援し、産業間の連携を促進する。エネルギー政策の一環として、北海道唯一の坑内掘炭鉱等の新技術分野における海外との共同研究や技術者交流などを支援する。さらに、道東の中核都市間の連携強化を促進する。	●圏域の主な特色と課題 ■ 釧路・根室圏は、阿寒・釧路湿原・知床の国立公園などの湖沼・湿原、雄大な山岳をはじめとする、すぐれた自然環境に恵まれた道内有数の観光地を有している。また、太平洋沿岸などの好漁場と広大な土地に恵まれ、国内でも有数の水揚げを誇る釧路港を中心とした水産業や大規模な酪農が基幹産業となっている。 ■ ラムサール条約締結国会議以降、湿原や湖沼などすぐれた自然に関する「ワイズユース」という考え方についての地域の気運が高まってきており、湿原の保全や環境保全活動などの取組が求められている。 ●圏域のめざす姿・施策の推進 ■ 湿原や湖沼などすぐれた自然とのふれあいを通じ、自然を学び、憩う場として広く海外にも知られる地域をめざす。また、体験型観光を進めるなど地域の特色を生かした観光振興や個性的な地域文化の創造を図る。 ■ 春採湖や阿寒湖、風連湖の湖沼環境保全対策やさまざまな生物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりなどの施策を推進する。 ■ 林業と水産業、酪農が連携し、地域が一体となって河川や海の環境を保全する取組を進める。	本計画は1市8町1村の福祉向上及び圏域経済社会の活性化を図ることを基本理念とし、下記する計画を掲げている。 (1)基礎的条件の整備に関する計画 ・土地水利用 ・防災体制の整備 ・自然環境及び歴史的環境の整備 (2)生活環境の整備に関する計画 ・公園緑地の確保 (3)生涯学習の振興に関する計画 ・生涯学習の推進 ・スポーツ、レクリエーション (4)コミュニティの推進に関する計画 ・コミュニティ活動の促進 (5)産業の振興等圏域の活性化に関する計画 ・農林水産業 ・商業、流通 ・工、鉱業 ・観光	「安全」「環境」「活力」をこれからの日本における河川整備の三つの柱として掲げている。それに基づき、21世紀に向けた北海道の河川整備の基本的方針を「安全で安心できる北海道の形成(安全)」 「自然環境と調和した、生きている川づくり(うるおい)」 「個性ある地域づくりと連携強化の支援(活力)」 「人と水のかかわりの再構築(ふれあい)」 の4つの方針としている。本計画では、この基本方針に基づき北海道を8つの圏域に分け、それぞれについて個性的な川づくりを展開している。 この中で釧路川流域は「釧路・根室圏域」とされ、21世紀における川作りとして、「今後とも安全で活力ある地域づくりを支援するため、洪水や地震災害対策を構築するとともに、川に対する地域住民意識の盛り上がりに基づき、人々のライフスタイルの変化に対応した河川整備をめざすものとする。」とされている。	河川環境管理基本計画 ●基本理念 ■ 湖沼、湿原の自然を次世代に ■ 地域発展の核となる水辺空間として ■ 静流のおりなす自然にふれる水辺として ●基本方針 ■ 治水及び利水計画との整合 ■ 流域との調和 ■ すぐれた自然環境の保全 ■ 活力あふれる地域づくりに寄与する水辺空間の創造 ■ 豊かな自然・景観にふれあえる水辺空間に ● 計画定める区域は釧路川本川及び支川を含めた法河川全域である。 ● ブロック計画として、屈斜路ブロック、上流ブロック、中流ブロック、湿原ブロック釧路ブロックを定めている。 河川空間管理計画 ● 空間配置計画を定める区域として、中流ブロック、湿原ブロック、釧路ブロックを定めている。 ● 空間区分として自然利用ゾーンと整備ゾーンを定めている。 ● 河川空間の整備方針として中流ブロックと釧路ブロックを定めている。 ● 拠点地区として弟子屈地区、標茶地区、鶴居地区、湿原地区、釧路地区を定めている。	1. 自然保護優先の原則 2. 多面的調査の継続的实施について 3. “非湿原化地域”の開発について

河川から見た上位計画の発展方向

上位計画 項 目	全国総合開発計画 21 世紀の国土の グランドデザイン	第 6 期北海道総合開発計画	第 3 次北海道長期総合計画	第 2 次釧路ふるさと 市町村振興計画	第 9 次治水事業 七箇年計画	釧路川水系河川環境 管理基本計画 (図-5 参照)	「釧路湿原の将来」の三つの 基本原則(釧路地方総合開発 促進期成会)
治 水	長期的な河川整備の目標の下、当面 21 世紀初頭において、大河川で 30 年から 40 年に一度、中小河川で 5 年から 10 年に一度の降雨規模を対象とした整備を行う。 地震や洪水、雪崩や土砂流失等による自然災害に対応し防災対策の充実を図る。	安全でゆとりある生活の場を形成する。	防災対策を強化し、地域の人々が安全で安心して暮らせるまちづくりを進める。	保安林・遊水地の適正配置や治山・治水事業などを促進する。また、崖地崩壊等を防止する地すべり・急傾斜地崩壊対策事業を推進する。	釧路圏域は泥炭を主とする低平地が多く、地形的特性から浸水被害がおきやすい上、近年は地震が多発している。したがって、豊かな自然と共生しつつも、安全な生活基盤の形成を図る必要がある。	治水・利水機能に支障のない範囲で、河川環境の保全と利用が適切に行なわれるよう管理する。	
利 水	我が国の食料供給基地・木材供給基地として、大規模土地利用型農業、資源管理型漁業、森林整備等を推進する。	新たな国際環境に対応した酪農や水産業の展開を進めるとともに、恵まれた農水産資源を生かした地域産業の振興を図る。	林業と水産業、酪農が連携し、地域が一体となって河川や海の環境を保全する取組を進める。	増大する水需要に対処するため、水資源の調査・涵養を図りつつ、河川環境の保全・保護に努め、生活用水・工業用水・農業用水の円滑な供給を図る。また、内水面漁業による増養殖事業についても推進する。	釧路・根室圏域は先人達のためゆめぬ努力により、わが国最大の酪農を基幹とする東北北海道の社会・経済・文化の中心的圏域を存続する。	釧路川の有する豊かな自然環境を地域のまちづくり資源として活用するとともに、沿川のまちづくりや生活と一体となり、人々に潤いと安らぎを与える水辺空間の保全と活用を図る。	湿原南西部、釧路市域に近接する部分は社会的、経済的な利用需要が高いことから、開発の必要性を肯定する。しかし、自然環境の保全に十分配慮するものとする。
自 然	自然河岸・河川周辺の樹林帯等の保全、河道の再自然化、多自然型川づくり、魚道の配置等、河川環境の保全・整備を進める。 ラムサール条約登録湿地を始めとする豊かな自然環境の保全、回復を図る。	湿原や湖沼など優れた自然を生かす。	ラムサール条約締約国会議以降、「ワイズユース」という考え方で、湿原の保全や環境保全活動の取組がなされている。 春採湖や阿寒湖等の湖沼環境保全対策やさまざまな生物の生息・生育環境に配慮した多自然型川づくりを推進する。	釧路湿原の生態系は、環境の変化に極めて脆い性格を有しており、保護・利用両面からの総合的な整備を進める。	当圏域は、釧路川の流れが生んだ湿原に、国の特別天然記念物であるタンチョウをはじめとする貴重な動植物が数多く生息し、ワイズユース理念に基づく自然との共生が実践されている地域であることを意識する。	国際的にも重要な釧路湿原の自然環境を保全し、次世代に引き継ぐ。 釧路川周辺の自然と酪農の牧歌的風景が一体となった美しい河川環境を保全する。	釧路湿原の自然生態系の詳細並びに開発による環境変化が及ぼす影響度についてほとんど把握されていないことにかんがみ、多面的、総合的な調査を継続すること。
利 用	高齢者や身障者にも配慮した人々が親しめる水辺づくりを行う。都市部においては、緑地・水路・河川等の整備を行い、水と緑のネットワークを形成する。	観光・保養など国民の多様な自己実現や交流の場を形成する。 アウトドア活動拠点や体験型観光のネットワーク化を促進する。	湿原や湖沼などすぐれた自然とのふれあいを通じ、自然を学び、憩う場として広く海外にも知られる地域をめざす。また、体験型観光を進めるなど地域の特色を生かした観光振興や個性的な地域文化の創造を図る。	都市緑地や釧路川リバーサイドパークの整備を行なう。豊かな自然環境の中で余暇活動等のできる各種レクリエーション施設の整備を進める。	今後とも安全で活力ある地域づくりを支援するため、川に対する地域住民意識の盛り上がりに基づき、人々のライフスタイルの変化に対応した河川整備を目指す。	恵まれた自然環境を生かし、身近にふれ親しめる水辺として、河川環境の保全と利用を図る。 霧の幣舞橋・湿原・白鳥の飛来する温泉郷などを活用し、活力ある河川空間を創造する。	人間の生存の努力に考慮をはらいつつも、自然環境の保全保護を優先させる。

5-2 流域市町村の発展方向

上位計画 項 目	第 6 次釧路市総合計画 (北の元気都市・釧路～人もまちも自然も元気な東北北海道の拠点)	第 4 次釧路町総合計画 (まるごと・夢自然空間)	標茶町第 3 期総合計画 (夢を織りなす「標茶活力」の結集)	第 4 次弟子屈町総合計画 (大自然のステージを未来へつなぎ 輝く人々がハーモニーを奏でるまち)	阿寒町第 2 期総合計画	第 3 次鶴居村総合計画 (つるいメロディー・プラン 21)
計画期間	平成 11 年度(1999 年度)から平成 20 年度(2008 年度)までの 10 年間	平成 14 年度(2002 年度)から平成 23 年度(2011 年度)までの 10 年間	平成 13 年度(2001 年度)から平成 22 年度(2010 年度)までの 10 年間	平成 14 年度(2002 年度)から平成 23 年度(2011 年度)までの 10 年間	平成 7 年度(1995 年度)から平成 16 年度(2004 年度)までの 10 年間	平成 10 年度(1998 年度)から平成 19 年度(2007 年度)までの 10 年間
テーマ	北の元気都市・釧路～人もまちも自然も元気な東北北海道の拠点	まるごと・夢自然空間～海のかがやきと森のぬくもりが生きつづけるまち	夢を織りなす『標茶活力』の結集～一人からはじまるまちづくり	(大自然のステージを未来へつなぎ 輝く人々がハーモニーを奏でるまち)	～21 世紀に描く阿寒の姿～ 「美しい自然と大らかな心が活きる“マリモ”と“タンチョウ”の里」	「一自然の音・笑い声が聞こえる一夢・小劇場 つるい」
概要	●目標人口～20 万人(平成 20 年度)	●目標人口～23,500 人(平成 23 年度)	●目標人口～8,600 人(平成 22 年度)	●目標人口～9,000 人(平成 23 年度)	●目標人口～7,300 人(平成 16 年度)	●目標人口～2,900 人(平成 19 年度)
	●基本目標・基本施策 1.活力ある産業とにぎわいのある拠点都市 ・観光産業と農林業の推進 ・釧路港や空港など、物流機能の拡充整備 2.だれもが健やかに安心して暮らせるまち ・子供が健やかに育つ環境づくり ・健康づくりと社会福祉の充実 ・安全・安心な暮らしの確保 3.自然と共生する魅力とうるおいのあるまち ・環境保全の取り組み ・自然との共生 ・治水対策の促進 ・河川環境の整備の促進 4.一人ひとりがいきいきと活躍するまち ・アイヌ文化の保存・振興 ・市民活動の促進 ・生涯学習・生涯スポーツの推進 ・スポーツ・レクリエーションの振興 ・市民交流・国際交流の推進	●基本施策と施策の大綱 1.人や地域のつながりのある豊かな暮らし ・地域の資源を生かした健康づくりの推進 ・心のふれあい機会の充実 ・地域と学校との連携強化 ・主体的な地域活動の支援 ・まちのシンボルや特産品の活用促進 ・地域特性を生かしたつながりのあるオープンスペースの確保 ・農漁村生活の快適性の向上 ・地域活動の交流やつながりの強化 ・地域間交流の推進 等 2.安心して生み育て・老いることのできる暮らし ・地域生活支援体制の充実 ・健やかでたくましい心と体の発達の促進 ・下水道処理区域の拡大 ・被害を最小限にする防災・消防体制の整備 等 3. 便利さ・楽しさ・癒しのある暮らし ・いきがい活動の活発化の支援 ・ユニバーサルデザインの標準化に向けた取り組み ・多様な学習課題への対応 ・スポーツを通じた健康づくりやコミュニケーションづくりの場の拡充 ・産業と連携した体験機会の充実 ・きれいな水と水辺の環境づくり ・川に親しむ風情の形成 等 4.まちの宝を守り・伝え・活用することができる暮らし ・社会参加機会の拡充 ・地域に根ざした体験学習機会の充実 ・資源・環境循環型の産業づくりの支援 ・自然を大切に作る心の育成 ・まちをイメージするまち並み・景観づくり 等 5.釧路町人として誇りと責任を分かちあえる暮らし ・芸術文化への興味と関心の向上 ・貴重な自然にふれる機会の拡充 ・環境保全意識の醸成 ・町民と行政のコミュニケーションの活発化 等	●各種施策 1.人と自然が共生する環境の創造 釧路湿原をはじめとする貴重な自然景観、豊かな森林・田園風景の保全に努め、花と緑にあふれる美しいまちなみの想像に努める。 2.だれもが健康で安心して暮らせる快適なまち 福祉社会の構築をめざし、公共施設などのバリアフリー化に努めるなど住みよい環境づくりを進める。 3.快適に暮らせるまちづくり 既存の都市公園の見直し・再整備の推進、上水道の整備促進、下水道の水質汚染や富栄養化の防止対策の促進に努める。 4.安全・安心な暮らし 河川の改修、治山事業などを推進し、地域住民との連携による地域防災計画の策定や防災備蓄体制の確立をはかる。 5.クリーンで元気な産業の創造 養殖漁業やふ化増殖事業の安定をはかるため、水資源の確保に努める。また、魅力ある環境づくりの検討を進め、自然環境との共生をはかりながら、体験型、滞在型観光などの推進をめざす。 6.創造性豊かな標茶人を育むまち 生活体験や社会体験の活動機会の充実をはかり、青少年が社会の一員として、自覚や協調性を高める活動を推進する。 7.豊かな人材のまちづくり 生涯学習の推進体制や情報提供システムの充実、ボランティア指導者の育成、スポーツ活動の普及と定着をはかる。 8.共に創るまちづくり 町民と行政が共に考え協力して取り組む、協働によるまちづくりをめざす。また、さまざまな地域との交流を通じて、お互いに自立し発展していくために、地域間交流や国際交流などを推進する。	●基本目標 「こんな暮らしがしたい」 ●基本目標実現のための重点施策 1.生活(一人ひとりの暮らしの質を高める) 町民一人ひとりの暮らしやすさを基準に考えて、安心して快適に暮らせるまちづくりを目指す。そのため、保険・医療・福祉の取り組みを明示して、安心感を持ってもらうとともに、町民の自発的な取り組みを支援し、ネットワークの形成につなげていく。 2.地域福祉の充実 スポーツ・文化活動等の環境整備の推進を図る。ノーマライゼーションの普及啓蒙活動の推進を図る。社会福祉協議会や NPO 法人等との連携を強化する。地域福祉活動の担い手となるボランティアを育成する 3.教育(未来へ投資する) 各人の個性を活かしたきめ細かい教育の展開による、未来を担う貴重な人材の育成を目指す。そのため、生涯にわたった教育機会の提供と実践により、地域発展の鍵となる町民の学習意欲の向上を図る。 4.産業(日常の生活を稼ぎにつなげる) 自然と源泉とする観光・農業などの基幹産業の付加価値向上を目指す。そのため、日常生活の中にある、新しい産業の芽を、ビジネスチャンスにつなげる取り組みを支援していく。	●基本目標(施策の大綱) 1.自然を活かした産業・交流の町づくり(産業) 観光産業は通年・滞在型観光地に転換するような各種施策を展開する。農業は新しい時代に対応できる経営体質の強化を図り、自然を大切にした環境保全型農業を推進する。商工業は年間 150 万人を数える交流人口に着目した観光産業との一層の連携強化や豊かな自然を活用した創造性のある事業展開を図る。 2.自然と調和した快適な住環境の町づくり(生活基盤) 定住人口の増加に努め、公園や緑地の整備を図り、公共下水道事業や合併処理浄化槽の設置による水洗化を推進する。また、地震災害などに対し、防災体制の整備に努め、併せてボランティア活動の充実を促進する。 3.自然に学ぶ心豊かな生涯学習の町づくり(教育・文化・スポーツ) 当町の歴史・自然・文化を十分活用した学習の展開を図り、自然に学び、それを活用できる人材の育成に努める。社会体育は生涯スポーツの観点に立った推進に努める。阿寒湖のマリモやタンチョウなど、自然が与えてくれた貴重な財産の保護育成に努める。 4.自然な優しさにあふれた健康と福祉の町づくり(保険・医療・福祉) 生活では高齢化社会に対応できる体制の確立を図り、総合的な各種保険の充実を図る。福祉は町社会福祉協議会が作成した第 2 期地域福祉実践計画などを踏まえ、それぞれの年代層に適合した対策の推進に努める。 5.自然を護り育てる魅力ある人々の町づくり(地域活動・行財政) 国際化にも対応できるよう、広い視野に立った人材育成事業、姉妹都市交流事業などを中心とした地域間・国際交流事業の推進を図る。	●各種施策 1.産業の新しい「音色」を響かす 農業生産基盤の整備を進めるとともに、村が持つ優れた景観や環境を活かしながら、既存産業と結びつくような魅力ある観光の形成を進める。 2.生き生きとした「語らい」を生む 福祉団体やボランティア組織を育成、活動を積極的に支援し、地域福祉のネットワークづくりと村民の福祉意識の高揚を図る。高齢者福祉施設の一層の充実を図りながら、医療・保険・福祉などの体制づくりを進める。心身に障害を有する人が積極的に社会参加でき、生活できる環境を整えていく。障害学習推進体制の充実に努め、学習の場の整備・充実と幅広い学習機会の提供を図り、学習活動を積極的に支援していく。スポーツ施設の整備充実に加え、指導体制の強化やスポーツ団体等の育成に努める。村民のニーズに合った学習機会の提供を図る。釧路湿原の保護・保全に努める。 3.自然が「ささやく」環境を創る 貴重な自然を保全し、自然環境と調和するような開発を目指す。下幌呂地区は新たな配水池の設置など対策を進める。周辺農地の保全や湿原の保護を図りながら、護岸の整備や堆積土砂への対策を推進する。水辺に親しめるような自然にやさしい河川環境の整備に配慮していく。住民防災意識の高揚を図り、災害時の危機管理体制を強化する。 4.「共鳴」しあうむらづくりを進める 健全な青少年を育成するための協力体制を強化する。また、鶴居村の個性を活かしながら、近隣市町村との連携や交流を深め、効果的な広域連携事業の推進に努める。 5.基盤(暮らしを支える生活基盤を整える) 生活基盤は目的や必要性を充分検討したうえで、プライオリティを決める。また、自然環境の保全には最大限の注意を払う。 6.行政(役立つ知恵袋になる) 情報の収集・分析、政策立案能力を高める。また、町民と行政のパートナーシップの形成に向けて、IT 関連基盤の整備を進めながら、広報・広聴などを充実し、開かれた行政づくりに努める。

■主要な発展方向の概要

上位計画 項 目	第 6 次釧路市総合計画	第 4 次釧路町総合計画	標茶町第 3 期総合計画	第 4 次弟子屈町総合計画	阿寒町第 2 期総合計画	第 3 次鶴居村総合計画
自 然	● 環境配慮の促進 ● 自然環境保全の推進 ● 釧路湿原等の保全 ● 野生生物の保護、鳥獣保護区の設定 ● 自然ふれあい施設等の充実 ● 自然環境情報の収集・整備等	● 豊かな自然に囲まれた住まいの環境づくり ● 人と地域を結ぶ都市・農漁村環境の基盤整備	● 自然環境の保全 ● 森林の基盤整備 ● 釧路湿原の保全とワイズユース	● 自然保護対策の推進 ● 河川環境の整備と保全 ● 摩周湖の世界遺産登録とその保全対策の推進	● 森林整備の推進 ● 阿寒湖畔開発の停止 ● 阿寒湖周辺の樹木の伐採抑制 ● マリモの保護・育成	● 全村自然公園化の推進 ● 自然保護意識の高揚 ● 自然保護活動の推進 ● 釧路湿原国立公園の保護・保全 ● 自然にやさしい河川環境整備の推進
産 業	● フィッシャーマンズワーフ構想の推進 ● 観光・コンベンション施設の整備 ● 港湾や空港等の拡充整備 ● 物流機能の拡充	● つながりのある信頼と誇りの産業づくり ● 意欲が生きる産業の育成 ● 多様なニーズにこたえる産業環境の充実 ● まちの財産を大切にする活力ある産業の展開 ● 産業の誇りが生き続けるしくみづくり	● 漁業生産基盤等の推進 ● 観光基盤の整備 ● しべちゃランドの形成 ● うるおいのある農村づくり ● エコツーリズムの推進	● 農業基盤の整備 ● 水産の振興 ● 森林施業の推進 ● 地域商業・工業の育成	● 通年・滞在型観光への転換 ● 経営体質の強化によるゆとりある農業経営の実現 ● 増養殖事業による漁業生産体制の安定 ● 観光産業の推進と施設の充実 ● 観光振興体制の強化充実	● 新しい農業の推進 ● 生産性の高い農林業の育成 ● ふん尿利活用システムの確立 ● 農畜産物の付加価値向上 ● 森林施策の推進 ● 釧路湿原・河川を活かした観光産業の推進 ● 活力ある観光の形成
まちづくり	● いきがいづくりと交流の推進 ● 生活環境の整備 ● 市民の災害対応力・防災意識の向上 ● リバーサイドパーク地区の整備 ● 都市の河川整備 ● 釧路川の環境整備 ● 河川管理体制の強化 ● 河川整備による低地帯の浸水対策	● 心と体の安心を支える地域社会の現実 ● 自立して安心できる生活を支える福祉・医療環境づくり ● 子供の成長や親の安心を支える成長環境づくり ● 身近な暮らしの安全の確保 ● もしもの時への備えの充実 ● 生涯にわたる活動を支えるしくみづくり ● 個人の主体性が尊重される社会づくり ● 責任と誇りに支えられた楽しみがある成長・学習環境づくり ● 個々の責任で支える環境保全型社会の構築	● 安心して暮らせる土地の保全 ● 公園・緑地の整備 ● 防災体制の整備 ● 河川公園の整備 ● 住民参加のまちづくり ● わかりやすい行政と情報公開の推進 ● 町の花・町の木の普及	● 高齢者福祉の充実 ● 児童福祉の充実 ● 健康づくり事業の推進 ● 少子化対策の推進 ● 地域福祉組織の充実 ● 防災意識の高揚 ● 景観の創出と活用の推進 ● 公害防止対策の推進	● 生活にうるおいをあたえる花と緑豊かな町づくりの促進 ● 全町が一体となった防災体制の強化 ● 健康で生きがいのある生涯スポーツの町づくり ● 自然の景観と調和したきめ細かな土地利用の促進 ● 健康で生きがいのある高齢者福祉の推進 ● ノーマライゼーションを中心とした温かい地域福祉活動の推進 ● ふるさとの特色ある地域づくり活動の充実	● 自然環境に配慮した土地利用 ● 地域福祉活動の推進 ● 高齢化に向けたむらづくりの推進 ● ボランティア活動の推進 ● スポーツ事業の推進
教育・文化	● 体験学習の充実 ● 青少年団体活動の活性化 ● 環境教育・環境学習の推進 ● アイヌ文化の保存・振興 ● 学習指導者の養成と確保 ● 学習支援活動の充実	● 成長と学習を支えるネットワークづくり ● ゆとりのなかで選択性がある学習環境づくり ● 次代を担う子どもにまちの宝をつなぐしくみづくり ● 人の知恵・まちの記憶が受け継がれるしくみづくり	● 教育内容・水準の向上 ● 青少年の学習活動の充実 ● 学習機会の充実強化 ● 生涯スポーツの推進	● 青少年の健全育成 ● 生涯学習、生涯スポーツの振興 ● 生涯学習推進体制の確立	● ふるさとの自然を活用した幼児教育の実現 ● 豊かな自然を活用したゆとりある社会教育の推進 ● 個性あふれる新しい地域文化創造 ● 文化財の保護・保全	● 青少年健全育成事業の推進 ● 生涯学習推進体制の充実強化 ● 学校教育内容の充実 ● 文化財の保護と保全
交 流	● 情報と交流のネットワークづくり ● 生涯スポーツ活動の振興 ● 釧路らしいまつり・イベントづくり ● 都市交流の推進	● 町民が主体的に助けあうコミュニティづくり ● こころの健康と多様な活動を支える環境づくり	● 高齢者・障害者の社会参加の推進 ● スポーツ振興体制の充実 ● アウトドア・レクリエーション ● 地域間交流の推進	● 体験交流型の観光振興 ● 観光地のバリアフリー化の推進 ● 屈斜路湖・摩周湖利用の推進	● 自然や人とのふれあいを重視した体験学習の充実 ● 各地域の特性と自主性を尊重した広域連携の強化	● 生きがい対策の推進 ● ふるさと交流の推進 ● 生涯学習の視点での健康づくりの推進

5-3 流域内地域プロジェクト

流域内地域プロジェクト

流域内の地域プロジェクトは以下に示すとおり 14 事業で、その内、河川事業に関連するものは 5 事業となっている。

市町村名	プロジェクト名	
	まちづくりに関わる構想	河川事業に関わる構想
釧路市	●釧路フィッシャーマンズワープ構想 ●釧路大規模運動公園整備事業 ●釧路マリノバージョン構想 ●民間区画整理事業プロジェクト ●食料備蓄供給基地構想 ●幸町地区都市拠点整備計画(釧路シビックコア) 〔合計 6 事業〕	●リバーサイド整備構想 ●釧路川緑地整備事業 〔合計 2 事業〕
釧路町		●釧路湿原周辺整備計画 〔1 事業〕
標茶町		●釧路川標茶緑地公園 〔1 事業〕
弟子屈町	●弟子屈地区森林空間総合整備事業(ヒューマングリーンプラン) ●駅前周辺市街地整備計画 〔合計 2 事業〕	●弟子屈複合リゾート構想 〔1 事業〕
鶴居村	●下幌呂地区宅地分譲地造成事業 〔合計 1 事業〕	
合 計	〔合計 9 事業〕	〔合計 5 事業〕

出典：北海道の地域プロジェクト'97
 編集：(財)北海道地域総合振興機構
 実態：各市町村聞き取り

